

那須町 子ども計画

2025～2029（令和7年度～令和11年度）

概要版

子ども、若者、育てる人、
支えあう人が輝く未来へ
ともにつくろう ふるさと那須



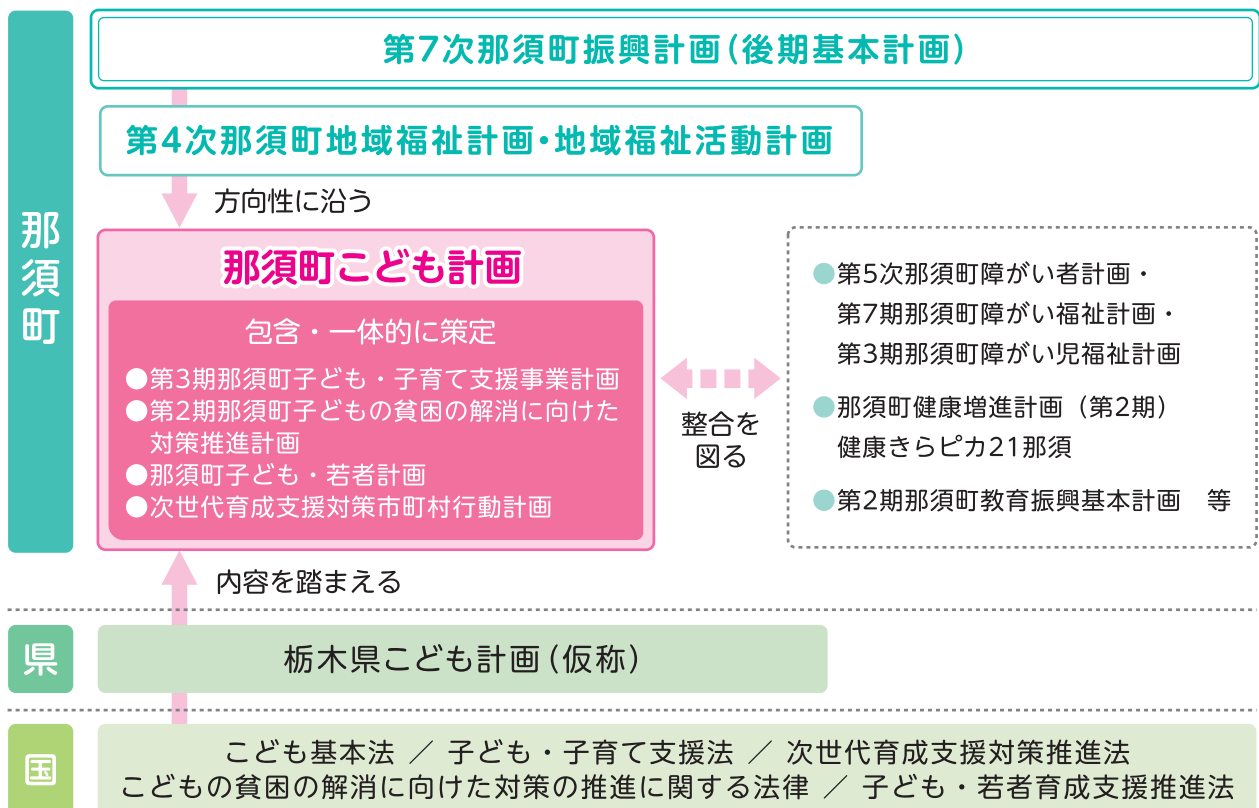
令和7年3月
那須町

計画策定の目的

本町では、国が新たに定めた『こども基本法』に基づく『こども大綱』が施行され、これまで個別に推進していた子ども・子育て施策を全体的かつ統一的に推進する新しい体制が示されたことを踏まえ、本町においても、次代を担う全ての子どもたちが心身ともに健康で、安全・安心に育っていくためのまちづくりを推進するために、新たに「那須町こども計画」を策定することとしました。

計画の性格と位置づけ

那須町こども計画(以下、「本計画」という)は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。



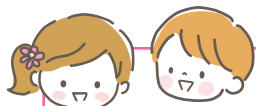
計画の期間

本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。



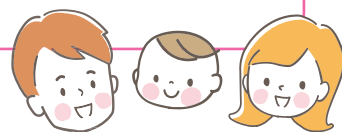
計画の基本理念

計画の基本理念は、5年間の計画期間の中で那須町の子ども、若者、子育て世代が安全・安心に暮らすことのできるまちづくり、子育て環境の充実、若者の社会参画等を包含した将来に向けて目指すべきビジョンです。行政を担う町をはじめ、地域、町民のすべてが基本理念のビジョンを共有し、子育て環境や若者の社会参画環境づくりをともに推進していくための共通理念となります。



基本理念

子ども、若者、育てる人、支えあう人が輝く未来へ
ともにつろう ふるさと那須



計画の基本目標、施策、主な取組

ライフステージごとの支援

基本目標

1

誕生前から幼児期までの支援

子どもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者と子どもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、教育と保育がすべての子どもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

施策内容

主な取組

1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの保健・医療

- ①乳幼児健診の実施
- ②妊産婦医療費助成の実施
- ③乳幼児おむつ等購入助成券事業

2 出産に関する支援、産前産後の支援の充実

- ①家庭訪問等支援事業
- ②子育て支援ガイドブックの作成
- ③ブックスタート
- ④リフレッシュ教室

3 幼児教育・保育の質の向上

- ①保育サービスの提供体制整備
- ②親子運動遊びの実施
- ③安全な保育・信頼される保育所(園)づくりに関する研修

4 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

- ①乳幼児発達相談の実施
- ②げんきっこ教室
- ③幼児教育・保育機関と連携した相談支援

基本目標

2

就学後から18歳までの子どもへの支援

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び18歳までの子どもたちが、心身ともに健全に育つよう、子どもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。また、悩みや不安を抱える子どもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

施策内容

主な取組

1 学童期・思春期の保健対策

- ① 思春期保健教室の実施
- ② スクール・ソーシャル・ワーカーの配置事業
- ③ スクール・カウンセラーの活用事業

2 生きる力を育む教育と多様な学びの機会の充実

- ① 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- ② ゲストティーチャーなどを招いての学校教育の活性化
- ③ 幼保小中連絡協議会の連携

3 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

- ① わんぱくキッズランド
- ② 放課後児童健全育成事業
- ③ 遊具の整備
- ④ 放課後子ども教室(アナザースクール)

基本目標

3

18歳以降の若者への支援

町の未来の担い手である18歳以上の若者たちが、健全に社会と関わり続けていくために、就労支援や抱えている悩み、不安に応じた各種相談支援などのサポート体制の充実に努めます。

また、結婚に向けた出会いの機会づくりや結婚後の出産、定住への支援にも取り組み、若者が安心して暮らせるまちづくりに向けた福祉分野の充実に推進します。

施策内容

主な取組

1 就労、生活基盤安定のための支援

- ① 新卒者等に対する就職支援
- ② ハローワーク等における支援等

2 結婚・出産の希望をかなえる支援

- ① 結婚新生活支援事業
- ② とちぎ結婚支援センター会員登録助成事業
- ③ コウノトリ休暇奨励金交付

3 悩み・不安を持つ若者やその家族に対する相談体制

- ① こころの健康相談
- ② 不登校・ひきこもり相談会

ライフステージによらず行う支援

基本目標

4

子どもの貧困の解消に向けた対策 〈第2期那須町子どもの貧困の解消に向けた対策推進計画〉

貧困により、子どもが適切な養育、教育並びに医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと及び権利や利益を害され社会から孤立することがないように、保育所(園)等や学校をはじめ、相談窓口などでの発見から支援へつなげるため、各関係機関と各種サービスが連携して対応できる体制づくりを推進します。

施策内容

主な取組

1 生活支援の充実

- ①子どもの居場所づくり事業
- ②子育て世帯訪問支援事業
- ③生活応援用品支給

2 教育支援の充実

- ①民生委員・児童委員による学校訪問
- ②要保護児童等世帯訪問 ③学びの教室

3 保護者に対する就労支援の充実

- ①生活困窮者の就労支援 ②ひとり親家庭の就労支援
- ③子育て短期支援事業

4 経済的支援の充実

- ①生活福祉資金貸付事業 ②ミニフードバンク事業
- ③おもいやり食料品等配布会

基本目標

5

課題や困難を抱える子どもや家族への支援

発達を含めた子どもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラーなど、子どもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担や負荷を適切にサポートする環境の整備を充実していきます。また、子どもの安全かつ安心な暮らしを確保するために関係施設や機関と連携し、保護者やその家族に寄り添ったフォローとサポートから着実な支援へつながるよう、“人対人”に重点を置いた、思いやりと配慮のある対応ができる体制づくりを推進します。

施策内容

主な取組

1 児童虐待防止対策の充実

- ①要保護児童対策地域協議会の連携強化・機能強化

2 ヤングケアラー対策の充実

- ①ヤングケアラー支援の理解の促進
- ②学校等におけるヤングケアラーの相談・支援体制の充実

3 障がい児施策の充実

- ①学校教育・保育機関と連携した相談支援
- ②放課後児童クラブの障がい児受け入れ

4 いじめや不登校、自殺への対策と悩みや不安を抱える子どもたちへの支援

- ①那須町教育相談室(こもれび)
- ②作業療法士の配置事業

5 権利に関する普及啓発

- ①人権教育の推進 ②人権啓発活動の実施

基本目標

6

子育て当事者への支援

共働きや子育て、家族の世話などで心身に余裕がなくなっている保護者たち
子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用や支援メニューの充実を
推進します。

施策内容

主な取組

1 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減

- ①児童手当
- ②第2子以降保育料等免除事業
- ③要保護・準要保護就学援助事業

2 家庭や地域の教育力、 コミュニティ力の向上

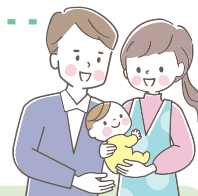
- ①家庭教育オピニオンリーダーの育成
- ②学校支援ボランティア講座
- ③親学習プログラムの実施

基本目標

7

子ども・若者・子育てにやさしい社会づくり

子ども、若者、そして子育て世代が安心して暮らしている生活
環境の整備と利便性の向上に向けた取組を推進します。



施策内容

主な取組

1 子どもの安全確保

- ①地域安全メール等の活用等
- ②通学時防犯対策

2 子育てを支援する生活環境の整備

- ①子育て世帯に配慮した住まいづくりの支援
- ②防犯灯設置費の補助

教育・保育事業に係る量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し那須町全域を提供区域とします。

教育・保育施設の量の見込みと確保の方策 ▶▶▶

認定区分	年齢	主な利用施設	令和11年度(2029)	
1号認定	3～5歳	幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)	量の見込み	27人
2号認定		保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)等	確保方策	60人
3号認定	0～2歳	保育所(園)、認定こども園(保育所(園)部分)等	量の見込み	202人
			確保方策	285人
			量の見込み	151人
			確保方策	185人

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

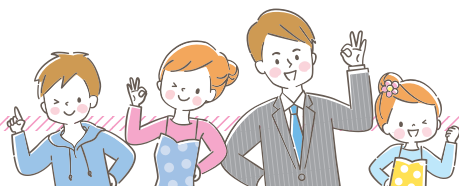
本町における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、那須町全域を提供区域とします。また、国の基本指針を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策 ▶▶▶

事業	事業内容	令和11年度(2029)	
利用者支援事業 (基本型) (こども家庭センター型)	子どもや保護者が、幼稚園や保育所(園)等での教育・保育や、一時預かり等の地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、情報提供や助言・相談等の支援を行う事業です。	量の見込み	各 1 か所
		確保方策	各 1 か所
妊婦等包括相談支援事業	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的として行う事業です。	量の見込み	192回
		確保方策	200回
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所(園)等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。	量の見込み	160人日
		確保方策	160人日
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげていきます。この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。	量の見込み	64人
		確保方策	
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。	量の見込み	876人回
		確保方策	
養育支援訪問事業	養育が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。	量の見込み	10人日
		確保方策	20人日
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。	量の見込み	20人日
		確保方策	20人日
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	量の見込み	9人日
		確保方策	9人日
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。今後、利用者のニーズに応じて実施を検討します。	量の見込み	
		確保方策	
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童等に対し、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。(短期入所生活援助：ショートステイ)	量の見込み	10人日
		確保方策	10人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	子育ての手助けがほしい人(利用会員)、子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、両方を兼ねる人(両方会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動に関する連絡調整等を行う就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。	量の見込み	30人日
		確保方策	30人日
一時預かり事業 (幼稚園)	保護者の就労や疾病・出産等により一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	量の見込み	894人日
		確保方策	1,000人日
一時預かり事業 (幼稚園以外)		量の見込み	368人日
		確保方策	368人日
時間外保育事業 (延長保育・休日保育)	保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の利用時間及び利用日以外において、引き続き保育を実施する事業です。	量の見込み	125人
		確保方策	125人

事業	事業内容	令和11年度(2029)	
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを病院等の医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育を行う事業です。	量の見込み	350人日
		確保方策	350人日
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。	量の見込み	344人
		確保方策	400人
	学年別	1年生	量の見込み 60人 確保方策 70人
		2年生	量の見込み 65人 確保方策 76人
		3年生	量の見込み 50人 確保方策 58人
		4年生	量の見込み 72人 確保方策 84人
		5年生	量の見込み 53人 確保方策 61人
		6年生	量の見込み 44人 確保方策 51人
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てできるよう支援する事業です。委託機関で行う「宿泊型」、「通所型」、「訪問型」から利用が可能です。	量の見込み	57人日
		確保方策	57人日
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。	量の見込み	3人日
		確保方策	4人日
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	世帯の所得の状況等を勘案して、幼稚園、保育所(園)等に支払うべき副食費や日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加等に要する費用等を助成する事業です。今後の制度動向等に注視しながら、事業を検討・調整します。		
多様な事業者の 参入促進・能力活用事業	保育所(園)、小規模保育事業、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業に参入する民間事業者に対して支援を行う事業です。多様な事業者の新規参入の支援等、良質かつ適切な教育・保育等の提唱体制の確保に向けて、検討・調整します。		

計画の推進体制



(1) 地域及び関係機関等との連携

那須町では、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進するため、地域及び教育・保育施設事業者等や関係機関等と連携し、子ども・子育て支援に取り組み、関係部局と連携し、部局横断的に取り組む総合的な推進体制を整えます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の進捗状況については、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を構築します。また、那須町子ども・子育て会議で協議しながら、施策(事業)の改善や見直しを含め、本計画の着実な推進を図ります。

那須町こども計画 2025~2029(令和7年度~令和11年度)【概要版】

発行:那須町 編集:那須町こども未来課

〒329-3215 栃木県那須町大字寺子乙2566-1 [TEL] 0287-72-6959

[URL] <http://www.town.nasu.lg.jp>